

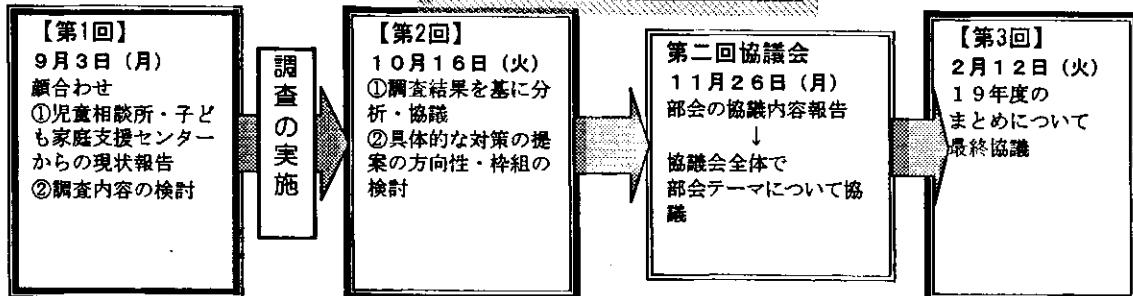
平成20年度新宿区次世代育成協議会・部会の方向性

平成20年9月1日
新宿区子ども家庭部子ども家庭課

平成19年度の振り返り

部会テーマ「子どもの虐待防止と地域の役割」

平成19年度 部会の流れ



◆第2回次世代育成協議会 全体の意見◆

1 親子への支援策の充実・周知の大切さ

2 家庭を孤立させないかかわりの大切さ

孤立した家庭をつくるないように働きかけ、積極的に家庭に対してかかわるということ（アウトリー）について検討が必要。相談するアクションがとれない人に対して、どのようなアプローチをするのかということも大きな課題。

3 虐待に至る前の対応

当初の目的である地域の役割という形で考えるとするならば、虐待に至る前の子どもや家庭にできる支援、いわば予防的な措置というレベルで地域が積極的に関与できることを考えるべきではないだろうか。そのレベルであれば、区民一人ひとりの目線から、地域、あるいは一人ひとりのレベルで取組んでいかれるのではないだろうか。

4 監視し合うのではなく温かいまなざしで

区民がお互いに監視し合うというような態勢づくりになることを避けながら、温かいまなざしで予防的な措置ができるよう、具体的な提言ができればいいのではないか。

5 ごく普通の生活を送っている家庭への支援

大切なのは、虐待に至る前のごく日常的に普通の生活をしている家庭への支援体制であろう。

6 いくつかの時期に応じた支援体制・情報提供の必要性

幾つかの時期に分けながら、その時々に必要な支援体制、情報が必要。

- ①妊娠がわかつてから出産に至る前の支援
- ②産まれて間もない、まだ子どもの方から親に、保護者に対して社会的な反応をしない、まだかわいらしさというものが実感できない大変不安定な時期への支援
- ③子どもとの関係ができてから、2歳ごろまでの、幼稚園やあるいは他の方々といろいろかかわる場のない、時期の支援
- ④保育所、幼稚園等、家庭以外のところに何らかの形で所属をしている時期の支援
- ⑤小学校前半、後半、中学以降の思春期

7 子育て支援者の養成とネットワーク化・ネットワークを生かすための人材育成・活用

ネットワークを有効に生かすために重要なものは、以下の3つの部分だと思う。

- ①人材育成 ②育成した人材を生かす仕組み ③それを活性化させるための財政投入

8 区民ボランティアの活用

新宿区民の中には、何とかしたいという思いを持っている人がたくさんいると思う。いかにそのボランティアの人たちが、クオリティーを持って、また認知もされながらアプローチをしていくのかという環境づくりというのが、行政として最も必要なところだろう。

◆第3回部会◆
1・2回部会及び全体会の議論を基に協議

◇これまでの議論及び事例の報告等を基に協議

1 要保護児童の洗い出しでなくその前の予防を

大切なのは、要保護児童を区民の中から洗い出すという体制をつくるのではなく、いかにその前で食いとめるかである。緊急性のある人は専門家に任せなければならない。

2 産前からの支援を

赤ちゃんがお腹にいる産前の段階で、何らかの形で、その地域の保育園・保健師なども含めてできることがないだろうか。

3 活動の核となる人材確保

継続性と人を担保することが支援のためには大切。学校にあっても地域と一緒に手をつないでやっていくことが重要。大学生をはじめ、若い中学生、高校生たちも含め、違った世代のかかわりもできるし、その関わった子どもたちがまた次の世代につながる。

4 地域に根ざした方々の気持ちの高まり・地域全体を見ること

民生委員、PTA等の地域に根ざした活動をしている人たちの力を借りることも大切。その中からいろいろなシステムができていき、地域の中全体で取り組めることが望ましい。地域の中のボランティアにしても、やはりすべての人がある程度の使命とか義務という気持ちや意識を持った人が集まって、それなりの行動をしていくということがまず大事ではないか。

5 小さな言葉・つながりからの始まり

あいさつや、一つ一つの小さな言葉やつながりが、いろいろな波及している問題を解決していく1つのきっかけになってくるのではないか。

6 日常的な取組みから…

日常的に普通の子どもに対して何かかかわりを持っていくことが、結果的にその防止に供するかもしれないぐらいでいいのではないか。大きな効果を最初からねらわず、効果がないかもしれないけれどもやってみるとことが、結局、家庭が孤立しないで済むことにつながるかもしれない。それが行政、地域でできることではないか。我々は問題児を探すことには特化せず、何かもう少し気軽に肩の荷をおろして、地域でいろいろなことができるという自由度も増していくのではないか。

20年度の検討

◆部会で協議・提案したいこと◆

子どもの虐待防止のために何が地域できるのか?

○行政の役割等に関する期待される仕組み・機能は?

○地域の各機関ができるることは?

○区民一人ひとりができることは?

○地域で協力し合ってできることは?

平成20年度部会の予定

【第1回】
9月1日

- 顔合わせ
①平成19年度の検討内容の確認
②平成20年度検討の方向性の確認
③具体的な対策の提案に向けた検討

【第2回】
11月

- ①第1回の議論を踏まえた原案に基づく議論
②提言の素案づくり

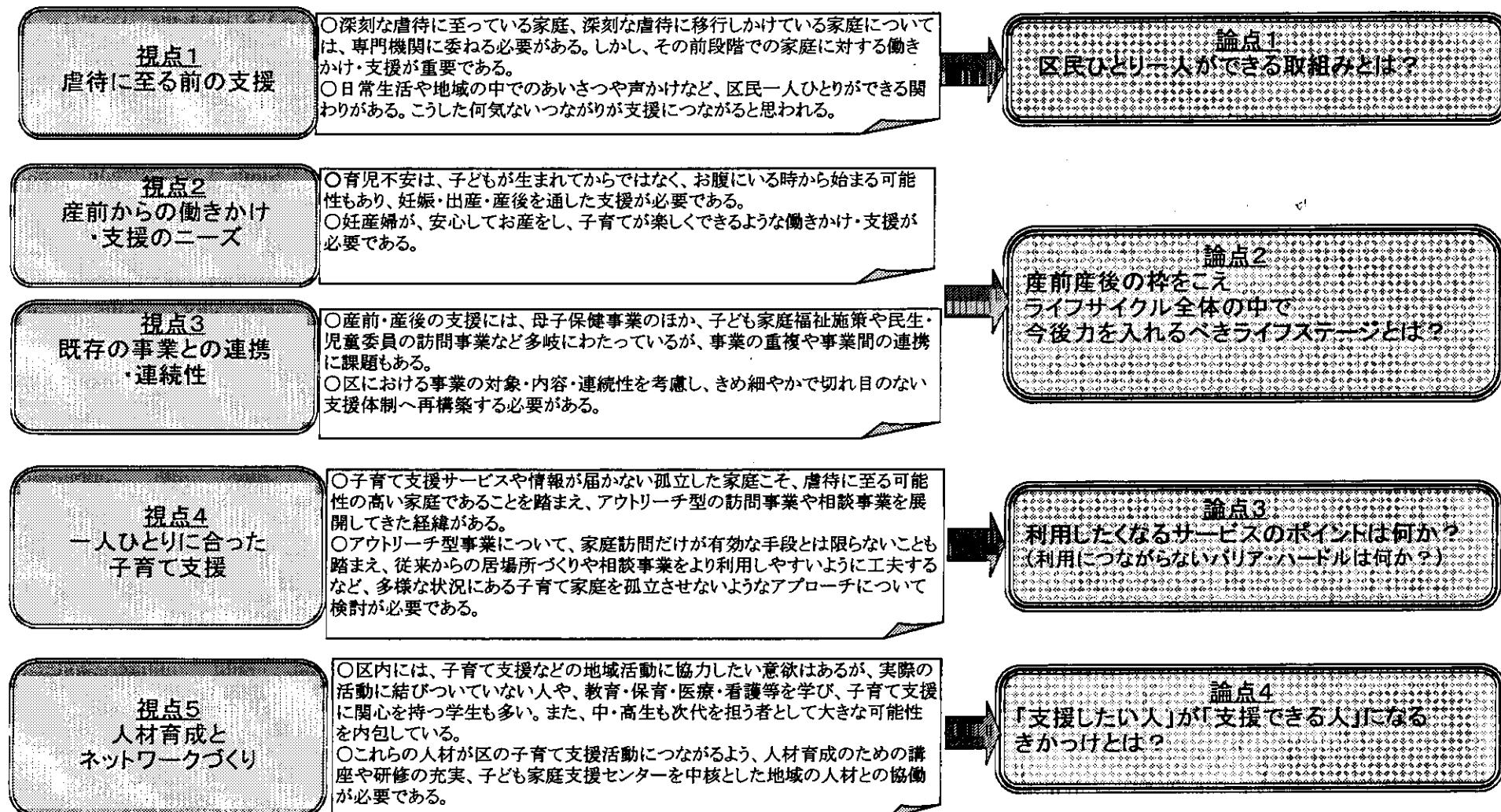
【第3回】
1月

- ①19・20年度の議論のまとめ
②提言の素案についての最終協議
↓
提言のまとめ

第三回協議会
3月

部会の提言報告

「子どもの虐待防止と地域の役割」 提言に向けた視点・論点

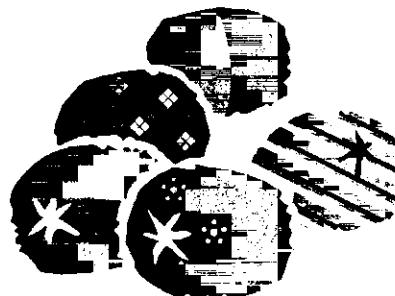


ふれあい遊びと 手作りオモチャで お子さんと笑顔のひとときを

～～～遊び方・作り方をお知らせします
子育てのひとときと一緒に語り合いませんか？



← 布ひき



↑ お手玉



→ キャップ落とし



↑ マラカス



うえから したから

うそから ほらから



お電話ください。訪問します。

新宿区役所 子ども家庭課保育課保健係

3209-1111 内線3867 訪問相談担当まで

・月～金曜日

10:00～12:00

13:00～15:00



お母さんをサポートします。新宿区育児支援家庭訪問事業（産後支援）利用案内



出産後、育児や家事などの支援を必要とする家庭に対して、援助者を派遣することによって、お母さんの精神的・肉体的負担を軽減し、産後の生活を支援します。

どんな人が利用できるの？



新宿区在住で、昼間、育児や家事などを手伝ってくれる人が他にいない家庭の方等が利用できます。

利用できる期間は、出産後 1 年以内、延べ 10 日間 30 時間までです。
(ただし、双子や三つ子等の場合は、出産後 1 年以内、延べ 15 日間 45 時間まで利用できます。)

どんなことを頼めるの？ ☆育児に関するご相談（授乳・沐浴・おむつ交換・

☆家事に関するご相談（簡単な食事の準備や片付け・買い物・居室の掃除・洗濯など）

☆一時的な保育（兄姉の幼稚園などの送迎・手続き・近くへのお買物などお母さんのちょっとのお出かけの際のお預かり）

☆その他（育児の助言・相談など）

* 家事については、食事の下ごしらえ、掃除機での清掃程度の簡単な家事に限ります。



利用料金などは？



☆1 時間 1000 円（減免制度あり）。

☆利用は、1 日 1 回、連続した 3 時間又は 4 時間の利用。

☆利用時間は、月～金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで。

（祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）

☆キャンセルは、前日の午後 5 時までにご連絡ください。（土・日・祝日を除く）

利用するときは、どうしたらいいの？（利用の流れ）

① 利用の申し込み

- ♪ 出産前に申請ができます。
- ♪ 子ども家庭支援センター、児童館・児童センター・こども館で受付。

② 利用日決定

利用希望の日が決まりましたら、子ども家庭支援センターへご連絡ください。
(原則利用希望日の 1 週間前まで)



③ 育児支援家庭訪問事業利用開始

初回のご利用日には、区のソーシャルワーカーが同行し、シッターの紹介と区のサービスなどをご紹介させていただきます。

まずは、子ども家庭支援センターにご相談ください。(3952-7751)